

別表第2(第3条関係)

補助事業者	市町村	
事業区分	5 災害復旧区分	
事業実施主体	農業協同組合、経営体又は市町村	
受益者	被災直前まで園芸用に供しており自然災害により破損した園芸用ハウスの利用者または所有者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等し利用する者
補助対象要件	・被災したハウスが園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入している施設であること また、事業実施後も当該施設の処分制限期間において園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入を継続すること ・受益者及び対象農地が地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者であること ・ハウスの環境を測定・制御する機器を導入すること（雨よけ施設の場合はハウス内環境を制御する機器を導入すること。ただし、既に導入済みの場合を除く）。 ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設（機械室等を除く）の復旧であること ただし、育苗用ハウスを復旧する場合は、自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスに限る ・ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること 重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて設置すること（補助対象外） ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること（補助対象外） ただし、やむを得ない事由により事業完了日までに上記の要件を満たせない場合は、事業完了日から起算して3年以内に設置することとし、設置完了後に、別紙1により設置の完了を報告すること ・ハウス本体（主骨材、ベツト、樋、天窓（駆動含む））（被災したハウスの面積を上限とする） ・附帯施設（換気設備（天窓・谷のモーター及び自動減速機、側・妻面の巻き上げ装置など）、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、循環式殺菌処理装置、カーテン装置など）（被災したハウスに設置されていた設備に限る。ただし、ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入する場合を除く） ・附帯施設を補助対象とする場合は、園芸施設共済（附帯施設）又は民間事業者が提供する保険（附帯施設）に加入していること ・ハウス本体が被災した場合のみ、被覆資材を補助対象とする（被災したハウスの面積を上限とする） ※補助対象経費の区分（ハウス本体、附帯施設）は、園芸施設共済の加入区分に準ずる 施工費 被災ハウスの解体費・処分費は補助対象外 解体費、運搬費、施工費（すべて整備面積分のみ）	
補助対象限度額	（1）ハウス本体：基礎限度額×（被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2（※）又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積） ただし、（※）の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とする （2）附帯施設：復旧に要する経費（見積額） なお、上記（1）及び（2）の合計額は「基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）」を上限額とする （3）限度額上乘せ対象附帯施設：基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積） 【基礎限度額】 ・一般ハウス：1,200万円/10a ・軒高・高強度ハウス：1,500万円/10a 【基礎限度額】 ・中古ハウス：550万円/10a 以下の附帯施設を整備する場合は、各区分の限度額に上乘せする。 【基礎限度額】 ・中長期展張フィルム：100万円/10a ・高温対策設備：200万円/10a ・養液栽培設備：300万円/10a ・循環式殺菌処理装置：230万円/棟	
補助対象事業費	補助対象限度額又は復旧に要する経費（見積額）のいずれか小さい額から受取共済金等の保険金を控除した額	
補助対象事業費に対する補助率	県	5分の2以内 （被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：5分の1以内）
	市町村	5分の1以上 （被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：10分の1以上）
	県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。	